

令和4年度 第4回 豊川市地域福祉計画推進委員会 会議録

日 時：令和5年2月20日（月）午後2時から

場 所：豊川市防災センター 市民研修室

出席者：川島 ゆり子（学識経験者（日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授））

太田 善堯（豊川市連区長会）

西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

鈴木 充（社会福祉法人豊川市社会福祉協議）

美馬 ゆきえ（豊川市老人クラブ連合会）

野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）

鈴木 康宏（豊川市小中学校長会）

中村 由香（豊川市社会福祉施設協会）

平野 一彦（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

豊田 恵子（特定非営利活動法人与よかわ子育てネット）

工藤 明人（認定特定非営利活動法人東三河後見センター）

都築 裕之（公募による市民）

山本由美子（愛知県豊川保健所）

鈴木 敏彰（豊川市社会福祉事務所）

木和田 聡哉（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：権田 茂（地域福祉活動推進委員会）

事務局：小島 基（豊川市福祉部次長）

吉田 信（豊川市福祉部福祉課長）

森岡 俊仁（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

小林 弘行（豊川市社会福祉協議会地域福祉課長）

小川 友和（豊川市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

山崎 敏幸（豊川市社会福祉協議会事務局次長兼総務課長）

加藤 慎太郎（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

中尾 成利（豊川市福祉部福祉課主幹）

柚原 尚美（豊川市福祉部福祉課福祉総務係長）

長畑 健一郎（豊川市社会福祉協議会地域支援課長）

相馬 有作（豊川市社会福祉協議会地域福祉課主任）

拓植 仁美（豊川市社会福祉協議会障害福祉課長）

栗本 忠（株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所）

鈴木 楓（株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所）

次 第

1 あいさつ

2 議題

(1) 第4次豊川市地域福祉計画パブリックコメントの意見募集結果と市の考え方について

(2) 第4次豊川市地域福祉計画の最終案について

(3) 第4次豊川市地域福祉計画の概要版について

(4) 第4次豊川市地域福祉計画の推進について

3 その他

(事務局)

会議に先立ちまして資料の確認をお願いします。

本日、お配りしました資料は、委員会次第、席次表、当日資料1から3です。また、事前に郵送させていただきましたが、資料1の「計画最終案」と資料2の「計画の概要版案」をお持ちいただいているかと思います。資料が足りていない方は、いらっしゃいませんか。

なお、本日は権田委員がご都合により欠席されております。

開 会

(事務局)

皆様、こんにちは。それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第4回豊川市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。私は福祉課長の吉田でございます。本日は大変お忙しい中をご出席くださり、ありがとうございます。本日の会議は、今年度4回目の最後の会となり、計画の最終案をご協議いただきます。会議には、福祉部次長、事務局として福祉部福祉課の職員6名と豊川市社会福祉協議会の職員6名も出席しておりますので、よろしくをお願いします。

また、計画策定業務を委託しております、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の担当者も同席させていただきます。

また、会議の内容において傍聴は差し支えないため、本日の会議は公開とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事にはまいりますので、推進委員会設置要綱第6条第2項により、委員長が会議の議長となりますので、以降の会議の進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

1 あいさつ

(議長)

皆様こんにちは。皆様のご議論によりまして、いよいよ地域福祉計画が策定されます。ただ、策定で終わりではないので、今からこの計画に基づいて豊川市の地域福祉を推進していくスタートラインに立ったところですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、本年度4回目となる、第4回豊川市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。本日の委員会は、推進委員会設置要綱第6条第3項により、委員の半数以上の出席がありますので、成立いたします。

さて、今年度4回にわたりご審議をいただきました推進委員会も、本日で最終回となります。委員の皆様には、実施されましたパブリックコメントの結果を踏まえ、計画決定の最終確認をお願いしたいと思います。限られた時間ではありますが、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第の「議題（1）第4次豊川市地域福祉計画パブリックコメントの意見募集結果と市の考え方について」事務局から説明をお願いします。

2 議題

(1) 第4次豊川市地域福祉計画パブリックコメントの意見募集結果と市の考え方について

(事務局)

それでは 福祉課 柚原から 議題（1）「第4次豊川市地域福祉計画パブリックコメントの意見募集結果と市の考え方について」説明させていただきます。

当日資料1をご覧ください。前回の会議においてお知らせいたしましたが、12月23日から1月23日まで、第4次豊川市地域福祉計画案についてのパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントとは、市の基本的な政策の策定に当たり、その案を公表し、市民の皆様から政策などに対するご意見や情報を求め、提出されたご意見を考慮し意思決定を行うとともに、ご意見に対する市の考え方を公表していく一連の手続をいいます。

市民の皆様への周知につきましては、市ホームページへ掲載をはじめ、市役所や各支所、社会福祉会館、中央図書館、生涯学習課会館など市内13か所に設置し、計画案の閲覧または冊子を自由にお持ち帰りいただきました。計画冊子の配布状況については、第3次計画時の配布冊数が72冊でしたが、中央図書館や社会福祉会館での持ち帰りが多く今回は158冊となりました。最近のパブリックコメントの中でも配布数が多く、市民の計画への関心の高さが伺えました。

それでは当日資料1をお手元にご用意をお願いします。2名の方から4件の意見が提出されました。4件の意見のうち1件のご意見については、「パブリックコメント手続き取扱要領」により「政策等に関係のない意見等」に該当したため、意見の趣旨及び市の考え方については「非公表」とさせていただきます。なお、「政策等に関係のない意見等」とは、第2章の現状と課題の整理の中で、既に実施が終わっている「福祉に関する市民アンケート調査」の設問についての表現に関するもので、「地域福祉を推進させていく上で」の表現を“国家の理念により生存

権に基づく地域福祉を推進させていく上で”に改めるなどのご意見でした。

その他、3件の意見につきましては、すべて「成年後見制度」に関するご意見でしたので、意見等の要旨や市の考え方について、補佐の加藤よりご説明いたします。

(事務局)

では、福祉課加藤から説明させていただきます。

当日資料1をご覧ください。

パブリックコメントでは成年後見人制度利用促進計画について、ご意見がありました。ご意見は、「市民後見人の養成・増員」に絞った内容となっており、3点に要旨をまとめさせていただきました。

No.1は、122 ページの基本目標Ⅱの主な取り組み⑦の施策について、本人の表記を家庭裁判所のようにご本人に修正してくださいというご意見です。

計画が法律に基づいていること、国の計画も本人と表記していることから、本編を修正する予定はありません。

No.2は、124 ページの主な取り組み⑨の施策「権利擁護に携わる人材の育成・活躍支援」の施策の内容から、市民後見人養成の方策として、市民後見人養成講座の令和5年度開催及び充実、社会福祉関係に携わったことのあるターゲットとした潜在市民後見人の発掘、市民後見人見習い・体験制度の具体化に取り組む必要があるというご意見です。

施策⑨の「権利擁護支援に携わる人材の育成・活動指針」として、まずは、市民後見人の活動内容等の検討を行い、その結果を踏まえ、講座の開催や具体的な取り組みを行ってまいります。また、より多くの市民が権利擁護支援活動に参加できるよう、市民後見人の養成講座だけに限定せず、今も行っている成年後見制度の啓発と制度理解の促進のための講演会等を引き続き実施してまいります。という回答にし、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.3は、125 ページの「取り組みの成果を測る指標」について、後見人育成に対するスピード感と数値目標がないということと、5年後のあるべき姿を明確化し、その達成のための方策と具体的な目標数値、期日を見えるかしたマイルストーン管理が必須であるというご意見です。

権利擁護支援に携わる人材の育成・活動指針として、まずは、市民後見人の活動内容等の検討を行い、その検討の結果を踏まえ、仕組みづくりを行うことが先決と考えておりますので、達成するための方策や具体的な目標値を設定することは困難です。という回答にし、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、仕組みづくりを行うにあたり、市民後見人の養成だけでなく、フォロー体制などの後方支援、関係機関である家庭裁判所との連携も必須となるとともに、主となる市、社協、NPO法人の役割分担をしっかりと行っただうえで、権利擁護支援の要となる中核機関の設置をすることが最重要であると考えています。

説明につきましては、以上となります。

(事務局)

これらの意見に対する市の考え方につきましては、この後、市役所福祉課での閲覧及び市ホー

ムページで公表する予定となっております。

議題（１）「パブリックコメントの意見募集結果と市の考え方について」の説明は以上です。

（議長）

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はありますか。

（工藤委員）

事務局より説明いただいたパブリックコメントに対する市の回答は十分だと思っているので、特に意見はありません。

（議長）

市民後見人について、スピード感がないのではないかと、具体的なプランが示せていないのではないかという意見であったかと思います。まずは、中核機関を作つくって育成ということについて進んでいくという方向性は示していますが、５年間という長い期間ですので、そこから一歩ずつ前進していただければと思っています。

その他ご意見はないようなら承認いただくということによろしいでしょうか。

（委員一同）

異議なし

（議長）

第４次豊川市地域福祉計画の最終案について承認いただきました。次の議題（２）に移ります。

（２）第４次豊川市地域福祉計画の最終案について

（事務局）

それでは議題（２）第４次豊川市地域福祉計画の最終案についてご説明いたします。資料としましては事前送付いたしました「資料１、計画最終案」をご覧ください。

１２月から１月にかけて実施したパブリックコメントは、前回の１１月の会議において委員の皆様からいただいたご意見を反映した計画（案）で実施しておりますが、政策等に関わる内容の変更には至らない、誤字脱字、表現、細かなレイアウト等について確認をし、修正をさせていただいております。修正した部分については、「当日資料２の第４次豊川市地域福祉計画・第５次豊川市地域福祉活動計画（最終案）修正一覧」のとおりです。

当日資料２の１ページ目、表紙・裏表紙の部分ですが、令和５年度に機構改革があり、地域福祉計画の所管部署が「福祉課」から「地域福祉課」に改められ、メールアドレスの変更が予定されますので、追記させていただきました。

パブリックコメントの市の考え方について、本日の議題（１）において、提出されたご意見に対する修正はありませんでしたので、委員の皆様のお手元にある計画が最終のものとして進めさ

せていただきたいと思います。

議題（２）「第４次豊川市地域福祉計画の最終案について」の説明は以上です。

（議長）

ただいま事務局より説明がありました。ご意見やご質問はありますか。

（工藤委員）

144 ページ6つ目の「◆権利擁護」の解説についてですが、成年後見制度利用促進計画の中でも「権利擁護」という単独の言葉より「権利擁護支援」という言葉が使われています。この「権利擁護」の解説を見ると、代理をするということが中心になっています。一方で、今の潮流や、意思決定支援の中では、代行や代理をするということは好ましくないという流れがあるので気になりました。「権利擁護支援」とするならば、国の「第２期成年後見制度利用促進基本計画」の中に、「権利擁護支援とは」という記載があるので、それを解説に入れてもいいのではないかと思います。

147 ページのな行の２つ目の「◆認知症」の解説の冒頭が「働きが低下するため」となっていますが、これは何の働きなのかかわからないので、「脳の」を追加するか、「脳の機能が低下するため」という文言に書き換えたほうがよいと思います。

148 ページの８つ目の「◆防災リーダー」の解説に「終了した人」とあるが「修了した人」に修正をお願いします。

128 ページからの第８章重層的支援体制整備事業への取り組みについて、重層的支援体制は今後の地域福祉の中で核になる考え方になると思っています。重層的支援体制整備というのが、地域共生社会の実現を目指すということを目指して実施されている。それは成年後見制度も同じ目標を持っているので、多様な主体が協働しながら運用されていくものであるということが重層的支援体制整備の中で重要で、この５年でその姿がなんとなくでもイメージできるようなものとなるとよいと思いました。

（議長）

用語解説の細かいところまでご指摘いただきありがとうございます。では事務局より回答をお願いします。

（事務局）

用語解説は直せる部分については修正をします。ただ、今年度最後の会議となりますので、事務局で委員長に確認をさせていただいて修正させていただきます。

（議長）

今、ご指摘いただいた、用語解説の「認知症」と「防災リーダー」は誤字脱字なので私に相談は不要です。事務局で修正をお願いします。「権利擁護」については、権利擁護の定義ということとは明確に定まっているということではなく、割と広い範囲の様々な捉え方がある用語なので、

豊川市として権利擁護をどのように捉えるのかというところを明確にしていくことが重要だと思います。工藤委員と相談をしながら用語解説を修正できればと思います。

重層的支援体制整備事業についてですが、各自治体の包括的支援体制と、それを実現するためのひとつのツールとしての国の補助事業である重層的支援体制整備事業との棲み分けや、関係性が市民に伝わりづらいのだと感じています。この重層的支援体制整備をとる、とらないは市町村の選択になってくるので、これから豊川市地域福祉計画の説明を地域住民の方にするときに、豊川市は重層的支援体制整備事業をなぜやるのかということを市民にわかるように説明する必要があると思います。

(西本委員)

資料2の1ページの全体にかかる修正として「民生委員児童委員」とありますが、民生委員と児童委員の間に「・」がないのには意味があるのでしょうか。

(事務局)

こちらの修正については、全体的に「民生委員児童委員」ということで、「・」を抜いた形で文字統一をさせていただきました。

(西本委員)

私は民生委員児童委員の間に「・」があるかないかの違いは大変重要なことだと思っているのですが、社協ではどのように考えていますか。

(社協)

今の豊川市の民生委員児童員協議会では「・」が入った表記ではありません。全体的な表現としては、「民生委員児童委員」ということで統一をしたほうが見やすいと思っています。

(西本委員)

協議会の名称は「豊川市民生委員児童委員協議会」なのですが、「民生委員児童委員」というポストはなく、民生委員が児童委員を兼任しているだけです。厚生労働省では「民生委員・児童委員」となっています。一度確認をしていただけますか。

(議長)

とても重要なご指摘だと思います。民生委員と児童委員は根拠法が違うので、本来は違う職務をひとりが兼任するというので、民生委員児童員の全国集会では「・」を必ず付けて表記をしています。事務局では重く受け止めてください。

その他ご意見はないようなら承認いただくということでよろしいか。

(委員一同)

異議なし

(議長)

第4次豊川市地域福祉計画の最終案について承認いただきました。次の議題(3)に移ります。

(3) 第4次豊川市地域福祉計画の概要版案について

(事務局)

それでは、事前送付いたしました「資料2、概要版案」についてご説明いたします。本日、新たに資料番号のない「概要版案」をお配りいたしましたが、新たに5ページにイラストを追加したものです。

こちらの概要版は、第3次計画の概要版を参考にしながら、今回の第4次計画で皆様にお伝えしたい部分を8ページにまとめさせていただいたものとなります。特に概要版に掲載するポイントとして3点、①目標指標を掲げていること、②成年後見利用促進計画を一体としていること、③重層的支援体制整備事業への取り組みを始めること、について、6ページ目と7ページ目にまとめました。概要版は4ページ程度が良いのではないかとのご意見もいただきましたが、記載する内容から8ページというボリュームとなっております。それぞれのページには今後、読み上げソフトに対応したユニボイスコードを張り付けます。

また、イラストについては、福祉課内の職員協力により仕上げました。多くの皆様に手に取ってご覧いただき、本計画に対するご理解とご協力が、広く得られるものとなればと考えて作成いたしました。

議題(3)「第4次豊川市地域福祉計画の概要版案」については以上です。

(議長)

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はありますか。

(鈴木委員)

7ページの重層的支援体制整備事業への取り組みの冒頭の「豊川市では」を「市では」に修正をお願いします。

表紙の右下部に「この概要版には、音声コード(ユニボイス)を各ページに貼付けしています。」とあり、添付用の白抜き部分があるのですが、6ページ、7ページには貼付用の白抜き部分がありません。

また、前回の計画では印刷してありましたが、今回はシールなのか、印刷なのかどちらですか。

(事務局)

音声コード(ユニボイス)については、シール貼付ではなく印刷となります。6ページ7ページについてですが、若干レイアウトをずらして修正させていただきます。

(議長)

3 ページに基本目標があるのですが、淡い色合いできれいなのですが、淡い色合いは視力が弱い人や色弱の方や高齢者は見にくいのではないのでしょうか。

(事務局)

福祉の計画なので、できるだけ柔らかく温かいイメージで作りたいという思いがあり、淡い色合いにしました。今のご意見であったように、確かに淡い色合いで読みづらいということがあってはいけないので、印刷時にコントラストを調整させていただきます。その点については十分配慮して印刷に取り組みたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。実際に高齢の方等に見てもらい、読みやすいかの確認をお願いします。

(野村副委員長)

表紙の下部に「豊川市 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会」とあり、豊川市の中にスペースを使っており見やすいのですが、概要版は「豊川市 社会福祉法人豊川市社会福祉協議会」となっており、豊川市にスペースが入っていません。スペースを入れたほうが見やすいです。

(事務局)

見やすいという意見をいただいたので、概要版にも豊川市の中にスペースを入れます。

(議長)

概要版は何部くらい印刷をする予定ですか。

(事務局)

市で 1,500 部、社協で 1,200 部を配布します。市と社協を合わせて 2,700 部ほど概要版を作成します。

(議長)

概要版は広く市民の皆様に手にとっていただくということが大変重要なことだと思っています。2,700 部を印刷するということですが、どのように配布する予定ですか。

(事務局)

社協では地域で活動されているボランティア、福祉委員、老人クラブや関係者を中心に配布する予定です。

(議長)

他にご意見はないようなら承認いただくということでよろしいか。

(委員一同)

異議なし

(議長)

第4次豊川市地域福祉計画の概要版案について承認いただきました。次の議題(4)に移ります。

(4) 第4次豊川市地域福祉計画の推進について

(事務局)

それでは第4次計画の推進についてご説明いたします。資料1「計画の最終案」では、65、66ページの「第5章 計画の推進に向けて」に記載させていただいておりますが、地域福祉の推進にあたり、行政や社会福祉協議会が実施するそれぞれの取り組みについて、毎年「計画、実行、評価、改善」のPDCAサイクルに基づき進捗管理を行います。

当日資料3の「第4次豊川市地域福祉計画の推進について」をご覧ください。計画の策定後、担当部署により当該年度の実施について計画します。具体的には、施策に紐づく主な取り組みについて、どの部署がどのようなことを進めていくのかを計画し、公表していきます。年度末にはその計画の推進結果として、担当部署が実施状況と年度実績の評価を行います。その状況をまとめ、この推進委員会に報告をいたします。

推進委員会の開催については、2月末から3月にかけて予定し、1年ごとに計画全体の進捗状況と実績を、専門的な視点から評価していただきます。また、その評価、ご意見を担当部署にフィードバックし、次年度以降の事業実施につなげてまいります。

また、作成した概要版については、計画を広く周知し、市民の皆様にご理解とご協力をいただく資料として、地域福祉懇談会をはじめ、様々な啓発の機会において活用することでも、計画の推進に努めてまいります。

続いて、地域の取り組みの推進について、社会福祉協議会からご説明いたします。

(事務局)

続いて、社会福祉協議会小川から第6章の「地域の取り組み」推進についてご説明させていただきます。

第4次地域福祉計画の第6章「地域の取り組み」には豊川市内34地区それぞれの地域住民代表者が中心となって、今後5年間の「まちづくりのテーマ」と「具体的な取り組み」を定めていただきました。

新たな計画がスタートとなる令和5年度は、再び地域に出向いて、第4次地域福祉計画の周知とともに、34地区の住民にそれぞれに第6章に記載されたあらたな「地域の取り組み」を伝えていきます。

また、それぞれの地域には特性があり、行政や社会福祉協議会のようにPDCAサイクルを用いて一元的に進捗管理を行うことは難しいですが、それぞれの地域の「まちづくりのテーマ」の

実現に向け、住民が主体となって「具体的な取り組み」が実現できるように、常に地域に寄り添うことで「地域の取り組み」の推進に努めてまいります。

「地域の取り組み」推進についての説明は以上です。

(事務局)

議題(4)「第4次豊川市地域福祉計画の推進について」の説明は以上です。

(議長)

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はありますか。

私から確認ですが、毎年の進捗状況の管理は、基本目標ごとに設置されている目標指標が今どれくらい進んでいるかをご報告いただけるということですか。

(事務局)

そうです。施策を各担当課が進捗をした結果ということで、この目標指標に記載しています指標に従い、現状値の報告を毎年させていただくという形をとらせていただきます。

(議長)

ちなみに、目標値があって今これくらいですということ、それぞれの担当課が現状の数値だけで報告するのか、それともA・B・C・Dのような自己評価を作って報告をするのか、どのような報告をしていただけるのですか。

(事務局)

第3次の評価の際に、自身が取り組んだ結果としてA・B・C・Dで評価をしていましたので、引き続き、各課の主観的な自己評価と客観評価として数値の状況を合わせて皆様にご報告させていただきます。

(議長)

今後1年に1度、この数値はこのような状況にありますというところを説明、進捗状況について自己評価をいただきます。委員の皆様には、ご自身の気になるところだけでもしっかりと追っていただくと、毎年どのように進んでいるのかわかると思います。委員会は1年に1度なので、報告を聞いているだけではそれだけで終わってしまいます。皆様ご自身が評価者だということをご理解いただき、しっかりと進捗状況を追っていただければと思います。今後ともどうぞよろしくをお願いします。

(工藤委員)

評価は大変重要だと思っています。この先の5年間で様々な制度が変わることが想定されますが、運用上反映すべき変化が生じた場合は、次の年に必要な修正を計画に反映できる

のですか。

(事務局)

これで令和5年度より5年間の「第4次豊川市地域福祉計画」「第5次豊川市地域福祉活動計画」スタートとなります。まずは、この5年間でどのようにやっていくかを定めさせていただきましたが、やはり社会情勢等の変化が想定されます。そのような場合は柔軟な対応が必要になると思っています。その時々で考えながら対応をさせていただきたいと思っています。

(議長)

事務局とも少し相談をしていたところですが、5年間ずっとそのままということではなく、社会情勢も変わりますし、途中で一度見直すという機会があってもよいと思います。目標値を5年間で定めていますが、途中で見直したらもっと上の目指せるとなれば目標値の上方修正もあるかもしれません。新型コロナウイルス感染症のような思いがけない事態が起こるかもしれません。ここは少し情勢を見ると下方修正せざるを得ないという状況も出てくるかもしれません。今、吉田課長がおっしゃったように柔軟に対応していかないとはいけません。5年間は長いスパンですので途中で評価を見直すようなタイミングがあってもよいと思います。5年間という目標数値を定めたというところで、計画をスタートさせていただき、柔軟に見直す機会を作っていければと思っています。

他にご意見はないようなら承認いただくということでよろしいか。

(委員一同)

異議なし

(議長)

第4次豊川市地域福祉計画の推進について承認いただきました。本日の議事については以上となります。最後に、次第3「その他」について事務局から何かありますか。

3 その他

(事務局)

その他といたしまして、今後の予定をお伝えいたします。

まず、パブリックコメントの結果につきましては、議会に対して報告したのち、市民に公表してまいります。また、計画書及び概要版につきましては、今後、3月末の公表予定で印刷・製本作業を行い、委員の皆様にも郵送をさせていただきます。

最後に、令和5年度（来年度）の推進委員会の開催につきましては、年度末頃に、第4次計画期間の初年度の進捗状況の報告等をさせていただく予定です。以上でございます。

(議長)

それでは本日も用意いたしました議題等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、今年度最後となる豊川市地域福祉計画推進委員会を閉会させていただきます。長期間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。また、ご多忙の中、こうして計画策定に携わっていただき、ご協力賜りましたことを感謝申し上げます。それでは事務局にお返しします。

閉 会

(事務局)

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。今後は、本計画の決定と共に、計画の推進と進捗管理をしっかりと行ってまいります。計画の策定にあたり、委員の皆様にはご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

以上